

食品安全委員会第 503 回会合議事録

1. 日時 平成 26 年 2 月 17 日（月） 14：00～14：58

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 1 品目

2,3-ジエチルピラジン

(厚生労働省からの説明)

・農薬 10 品目（[10] はポジティブリスト制度関連）

[1] スピロメシフェン [2] セダキサシ

[3] テブフロキン [4] トルプロカルブ

[5] フルフェノクスロン [6] ペンチオピラド

[7] マンデストロビン [8] ミルベメクチン

[9] レピメクチン [10] オキシポコナゾールフマル酸塩

(厚生労働省からの説明)

・プリオン 1 案件

牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しについて

(農林水産省からの説明)

(2) 食品安全関係情報（1 月 10 日～1 月 24 日収集分）について

(3) 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 26 年 1 月分）について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 長谷部基準審査課長

農林水産省 朝倉農産安全管理課長

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、山本総務課長、磯部評価第一課長、

植木情報・勧告広報課長、前田上席評価調整官、池田評価情報分析官、
野口リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

- 資料 1-1 食品健康影響評価について
- 資料 1-2 「2,3-ジエチルピラジン」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について
- 資料 1-3 「スピロメシフェン」「セダキサシ」「テブフロキン」「トルプロカルブ」「フルフェノクスロン」「ペンチオピラド」「マンデストロビン」「ミルベメクチン」「レピメクチン」及び「オキシポコナゾールフマル酸塩」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2-1 食品安全関係情報（1月10日～1月24日収集分）について
- 資料 2-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報
- 資料 3 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 26 年 1 月分）について

6. 議事内容

○熊谷委員長 それでは、ただ今から「第 503 回食品安全委員会会合」を開催します。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、議事（1）に関して、厚生労働省から長谷部基準審査課長、農林水産省から朝倉農産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にあります食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 6 点ございます。

資料 1-1 が「食品健康影響評価について」、その関連資料として資料 1-2 及び資料 1-3。

資料 2-1 が「食品安全関係情報（1月10日～1月24日収集分）について」、その関連資料として資料 2-2。

資料 3 が「食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 26 年 1 月分）について」でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において平成 26 年 1 月 7 日の委員会資料 1 の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 2 月 13 日付で添加物 1 品目、1 月 30 日付で農薬 10 品目、農林水産大臣から 2 月 13 日付でプリオン 1 案件について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それではまず、厚生労働省からの評価要請品目のうち、添加物 1 品目について、厚生労働省の長谷部基準審査課長から説明をお願いいたします。

○長谷部基準審査課長 厚生労働省基準審査課の長谷部です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 1-2 を用いまして御説明させていただきます。

2,3-ジエチルピラジンの食品添加物及び規格基準の設定についてでございます。この 2,3-ジエチルピラジンでございますが、経緯のところでも御説明させていただいておりますとおり、JECFA で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、米国及び EU 諸国等で使用が広く認められているものとしまして、国際汎用添加物あるいは香料とっておりますが、今回香料に当たるものでございます。

国際汎用香料は 54 品目指定しておりますが、既に 51 品目は香料としての指定手続は終わっております、残りが三つ、これを除きますと残りが二つということになりまして、ほぼ国際汎用香料としては指定が終了しているものでございます。

用途はそのとおり香料でございまして、使用基準案は 2,3-ジエチルピラジンは着香の目的以外に使用してはならないです。

海外における使用状況でございますが、欧米ではチューインガム、焼菓子、ソフト・キャンデー類等で使われておりまして、風味を向上させるために添加されております。

成分概要でございますが、ココアパウダー、ジャガイモ、ひき割りオート麦等のものに既に含まれている成分でございます。

構造式は以下のとおりでございます。

今後の方向としましては、食品健康影響評価を受けた後に薬事・食品衛生審議会において食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討する予定でございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては添加物専門調査会において審議することといたします。

続きまして、農薬 10 品目について、引き続き長谷部課長から説明をお願いします。

○長谷部基準審査課長 それでは、資料 1－3 に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1 品目でございますが、スピロメシフェン。用途としましては殺虫剤。環状ケトエノール系の殺虫剤に該当するものでございます。今回農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされておまして、かんきつへの適用拡大でございます。国際機関では JMPR で評価はなく、国際基準も設定されておりません。食品安全委員会では既にもう ADI の方が評価されておまして、0.022 という値が設定されてございます。

次の品目に移らせていただきまして、セダキサンでございます。こちらの品目はインポートトランスによる残留基準値の設定でございます。用途は殺菌剤で、ピラゾールカルボキサミド系殺菌剤に該当するものでございます。国内登録はされておりませんで、国際的には JMPR で ADI が設定されております。国際基準のところは「なし」と書いておられますが、その後最新の状況を調べましたところ、だいた、小麦等で設定されてございましたので、「なし」から「だいた、小麦等」というふうに修正させていただきます。今回の申請は米国からのもので、ばれいしょに対しての基準値設定要請でございます。食品安全委員会での評価は今回初めてになるものでございます。

では次の品目、テブフロキンでございます。こちらは農薬取締法に基づく適用拡大申請でございまして、キノリン系の殺菌剤に該当するものでございます。今回は、茶、だいた、はくさい等への適用拡大でございます。JMPR の評価もなく、国際基準もございません。食品安全委員会での評価は今回 3 回目に当たりまして、ADI が 0.041 という値で設定されてございます。

次の品目でございますが、トルプロカルブ、こちらは農薬取締法に基づく新規登録でございます。カーバメート骨格を有する殺菌剤に該当します。今回は水稻への新規登録でございます。国際基準としましては評価もされておりませんし、国際基準も設定されておりません。諸外国でも基準値がないものでございます。食品安全委員会でも初回の評価になるものでございます。

次の品目に移らせていただきます。フルフェノクスロン、こちら農薬取締法に基づく適用拡大申請でございます。ベンゾフェニル尿素系に分類される殺虫剤に該当します。今回はズッキーニ、マンゴー等への適用拡大申請でございます。JMPR で毒性評価はなく、国際基準は設定されておりません。諸外国ではりんご、ぶどう等に基準値が設定されております。食品安全委員会での評価は 3 回目になりまして、ADI 0.037 という値が設定されております。

それでは、次の品目でございますが、ペンチオピラド、こちらの品目も農薬取締法に基づく適用拡大申請されたものでございます。ピラゾール系の殺菌剤に該当します。今回の適用拡大はかんきつ、にら、ここは「小球」と書いておられますが、「球」ではなくて「粒」という「小粒核果類」への適用拡大ということで修正させていただきます。小粒核果類というのはすもも、あんず、梅とい

うような作物が該当します。国際機関 JMPR では 0.1 という ADI が設定されておりまして、国際基準も諸外国でもにんじん等に基準値が設定されておりまして、食品安全委員会では 4 回目の評価に当たりまして、ADI 0.081 という数字が設定されてございます。

次の品目でございますが、マンデストロピン、この品目は農薬取締法に基づく新規登録されたものでございます。ストロビルリン系の殺菌剤に該当します。今回は非結球あぶらな科葉菜類、りんご等への新規登録のための基準値設定でございます。この非血球あぶらな科葉菜類というのは有名なものではケール、ちんげん菜、小松菜、からし菜、野沢菜のようなものが該当しております。国際機関 JMPR で毒性評価なし、国際基準もなく、諸外国でも基準値が設定されていないもので、食品安全委員会での評価も初回になるものでございます。

次の品目でございますが、ミルベメクチン、こちらは農薬取締法に基づく適用拡大申請でございます。殺虫剤に該当するものでございます。今回の適用拡大は茶の使用時期の改正でございます、これまで 14 日前までの使用であったものが 7 日前までという改正でございます。JMPR の毒性評価はなく、国際基準もなく、諸外国では EU 等でホップ、レモン等に基準値が設定されておりまして、食品安全委員会での評価は 4 回目で、ADI 0.03 という値が設定されてございます。

次の品目でございますが、レピメクチン、農薬取締法に基づく適用拡大申請でございます。構造式のところにあります二つの化合物の混合物からなります。マクロライド系の殺菌剤に該当しております。今回の適用拡大はかぶ、きゅうり等でございます。JMPR で毒性評価はなく、国際基準もございません。諸外国の基準もないものでございます。食品安全委員会での評価は 3 回目になりまして、ADI 0.02 という値が設定されてございます。

次の品目でございますが、オキシポコナゾールフマル酸塩、こちらポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しでございます。イミダゾール系の殺菌剤に該当するものでございます。国内では農薬登録がされておりまして、りんご、おうとう等に使用されております。JMPR で毒性評価はなく、国際基準もなく、諸外国でも基準値のないものでございます。食品安全委員会での評価は初めてに当たるものでございます。

それから、別添 2 の方で評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリストでございます。スピロメシフェンにつきまして作物残留試験を添付させていただいております。テブフロキンにつきまして、作物残留試験と土壌残留試験を添付させていただいております。以下の残りのフルフェノクスロン、ペンチオピラド、ミルベメクチン、レピメクチンにつきましては作物残留試験を添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

○村田委員 質問ではないのですけれども、セダキサンのことですかね、2 ページ目の。これの構造式なのですけれども、ピラゾールカルボキサミドということですが、このカルボキサミドのところの N が多分 NH で、H が両方とも抜けているような気がしますので、確認の上訂正していた

だきたいと思います。

○長谷部基準審査課長 修正させていただきます。申しわけございません。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問ありますか。

このセダキサンというのは殺菌剤ということですが、真菌が相手なのでしょうか。

○長谷部基準審査課長 真菌に該当するかどうかちょっと今手元の資料ではっきり分かりませんが、標的病原菌の孢子発芽管伸長及び菌糸伸長を阻害し、付着器等の形成を減少させることにより植物体への侵入及び感染を妨げるものということで、コクホ病等のような病害に対して菌糸伸長を阻害することによる治療効果をねらったものでございます。

○熊谷委員長 それから、茶の使用時期の適用拡大となっているのですけれども、これは使用時期を後ろの方にずらすというようなそういうことなのでしょうか。

○長谷部基準審査課長 はい、ミルベメクチンにつきまして、これまでは収穫 14 日前までのものでございましたが、収穫 7 日前まで使用可能になります。

○熊谷委員長 はい。

ほかに御意見・御質問ありますか。

それでは、ただ今厚生労働省から御説明いただきましたもののうち、スピロメシフェン、テブフロキン、フルフェノクスロン、ペンチオピラド、ミルベメクチン、レピメクチンの 6 品目につきましては食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成 21 年 10 月 8 日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり、これら 6 品目に関して試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定 1 の（2）の規定により、担当の三森委員から、先ほどの厚生労働省からの説明並びに今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて御説明をお願いしますでしょうか。

○三森委員 資料 1 - 3 の一番最後のページに別添 2 がございます。その別添 2 をごらんください。スピロメシフェン、フルフェノクスロン、ペンチオピラド、ミルベメクチン、そしてレピメクチンの 5 品目につきましては作物残留試験の結果のみでございます。また、2 番目のテブフロキンにつきましては作物残留試験の結果及び土壌残留試験の結果が追加されていますが、いずれも既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。

○熊谷委員長 ただ今の御説明によりますと、スピロメシフェン、テブフロキン、フルフェノクスロン、ペンチオピラド、ミルベメクチン、レピメクチンの6品目につきましては既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないということですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するという事としてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、セダキサシ、トルプロカルブ、マンデストロビン、オキシポコナゾールフマル酸塩の4品目につきましては農薬専門調査会において審議することとします。

長谷部課長、ありがとうございました。

○熊谷委員長 続きまして、プリオン1案件について、農林水産省の朝倉農産安全管理課長から説明をお願いします。

○朝倉農産安全管理課長 農林水産省農産安全管理課長の朝倉でございます。

資料1-1の12ページからでございます。それでは、説明させていただきます。

今回諮問事項といたしましては、特定部位を除いた牛の部位を原料とする肥料を利用するに当たり、導入する管理措置として牛への誤用・流用、盗食を防止するために摂食防止材や化学肥料等との混合を義務付けることとしておりましたが、この摂食防止材等の混合を義務付ける肥料の例外として、蒸製又はアルカリ処理したものを加えることについて諮問させていただいているものでございます。

経緯等につきましては13ページの別紙で説明させていただきます。これまでの経緯の(1)から(3)につきましては肉骨粉なり牛の部位の肥料がこれまで緩効性の有機質肥料として利用されてきたこと、BSEの発生以降、平成13年10月から使用が停止され、出荷も停止されてきたこと、さらに、(3)では近年分別管理などによってBSE発生リスクが低減していることと、これはこれまでの諮問と同様でございます。

(4)でございますが、昨年2月19日に本食品安全委員会の意見を求めた牛の部位を原料とする肉骨粉及び肉かす等の肥料利用について、牛の部位を原料とする肉骨粉については昨年4月8日に、牛の部位を原料とする肉かす等については昨年7月1日に、それぞれ導入を予定している管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、現行の牛の部位を原料とする肉骨粉及び肉かす等を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの回答をいただきました。

さらに、昨年11月13日に、このときにも諮問して意見を求めたのですが、牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用についても(4)と同様の回答をいただいております。

した。

(6)でございますが、新たに肥料利用を可能とするに当たり導入を予定している管理措置の一つとして、(4)の諮問において摂食防止材や化学肥料等との混合として、括弧の中で炭化、灰化、熔融したものを除くとしておりました。また、(5)の諮問においては摂食防止材や化学肥料等との混合として括弧の中で焼成又は動植物質以外の被覆原料で被覆したものを除くとしております。

一方で、脊柱等を原料に含まず、一定の条件下で蒸製又はアルカリ処理を行うことで牛の部位の肥料利用が従来から可能であった肥料というのがございますが、これについては原料に月齢 30 か月以下の牛の脊柱等を含む場合であっても BSE の発生リスクが増加しないと考えておりましたが、(4)及び(5)の諮問の際には明確に摂食防止材や化学肥料等との混合の対象から除くと、こういう明記をしていなかったものでございます。

そのため、一連の答申をいただきましたが、今回改めてこの蒸製、アルカリ処理を行ったものについて摂食防止材等の混合義務の例外とすることを諮問させていただいたものでございます。

この規則見直しの内容については、次のページ、14 ページでございますが、2に基づきまして説明させていただきます。この 14 ページの別紙の 2、規制見直しの概要でございますが、内容といたしましては牛の部位を原料とする肥料を利用するに当たり導入する管理措置である摂食防止材や化学肥料等との混合の例外について蒸製又はアルカリ処理したものを加えるということになります。

原料として用いる牛の部位は、牛の特定部位を除いた部位としております。つまり、牛の扁桃、回腸、月齢が 30 か月を超える牛の脊髄や脊柱並びに死亡牛については原料としては使用されません。これは以前既に答申いただいているものと変わりません。原料として特定部位を除いた上で、蒸製又はアルカリ処理を行った肥料については、摂食防止材との混合義務の例外としたいと考えていますが、ではどのような管理措置を義務付けているかについて、今度は中ほどにございます 3 で説明させていただきます。

導入を予定している管理措置でございますが、牛の部位を原料とする肥料に対して、(1)としては牛の部位を原料とする肥料を製造する生産業者に対して、農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター、通称 FAMIC と呼んでおりますが、こちらの方で牛の特定部位の混入防止措置等の製造基準が満たされていることを事前に確認を行う、これは変わっておりません。原料に SRM を含まないよう分別管理などを生産業者が行っているかについて FAMIC による確認を行って、確認を受けた事業所でないと肥料登録ができず、肥料生産ができない仕組みとなっております。

(2)でございますが、飼料への流用・誤用を防止するための措置について述べております。①として摂食防止材や化学肥料等との混合としております。この措置については炭化、灰化、熔融、蒸製、アルカリ処理又は動植物質以外の被覆原料で被覆したものを除くということとしております。そもそも肥料については現行の飼料規制や牛の飼養管理の観点からすれば、牛が蒸製骨粉等の肥料を摂食する可能性はほとんどないところですが、牛肉骨粉のように異常プリオンたん白質が十分に低減しないようなものについては万が一にも牛に食べられないよう摂食防止材を混合することとしたものです。そのため、アルカリ処理や蒸製などの製造工程により異常プリオンタンパク

質が十分に低減するものについてはその肥料による低減リスクが無視できるものと考えられることから、摂食防止材の混合義務の例外としているものです。

②といたしまして、原料表示に加え、これは要するにそういう牛の部位が使われていますよという表示ですが、それに加えて家畜への使用及び牧草地への施用を禁止する旨、容器への表示を義務付けることとしております。この表示については、牛の部位を原料とする肥料全てに義務付けることとしております。

③としまして、その牛の部位を原料とする肥料の原料の収集から肥料原料用として生産業者へ出荷に至るまで、供給管理票を添付させて流通することとしております。供給管理票の添付により、原料収集先の業者が原料に特定部位を含まないよう分別管理していることの確認や、原料肥料として用いる生産業者への流通工程を把握することとしております。

さらに（３）といたしまして、これら措置が適切に行われていることを農林水産省、都道府県、FAMICが無通告で立入検査を実施して確認をすること、これも従前と同じでございます。

こういう（１）から（３）の措置により牛の特定部位の肥料への混入及び牛の部位の原料とする肥料の飼料への流用・誤用、盗食防止を確実に実施することとしております。

今後の方向でございますが、別紙の４でございます。食品健康影響評価結果を受けましたら、その結果をもとに肥料取締法施行規則やその他関係告示、通知の改正手続を行っていく考えでおります。

ちなみに、参考資料１をつけさせていただいております。例外としている炭化とか灰化とかがどんなものかということですが、これまでも灰化、炭化などは説明させていただいておりますので、また（４）のアルカリ処理につきましても、これは以前も当委員会に諮問して答申もいただいているということですので、ちょっと省略させていただきまして、（５）の蒸製処理、条件133℃以上、3気圧以上の状態で20分以上の蒸製ということについてどういう条件かということの説明させていただきます。

まず、蒸製処理とは高温高压下の水蒸気によって加熱を行うことを言います。OIEが示している蒸製条件は133℃以上、3気圧以上の状態で20分間以上蒸製したものとなっております。原料である牛骨を粗砕、粗粉碎、粗く粉碎して、圧力釜を用いて今説明した蒸製という処理をし、骨油、骨の油ですね、及び煮汁を分離します。残った固形物を細かく粉碎したものが蒸製骨粉に該当します。なお、この際に分離した煮汁を濃縮、乾燥したものが膠かすとなります。蒸製骨粉はリン酸成分が多く含み、果樹の有機肥料として使用されています。膠かすは窒素成分を多く含んでおりますので、緩効性の肥料として野菜用の肥料として使用されます。

なお、この条件で蒸製処理したものは異常プリオンタンパク質が不活化されるものではありませんけれども、参考資料２にもございますけれども、相当程度感染価が減少されると考えております。これについては後ほど説明いたします。

繰り返しになりますが、これら処理を行った肥料については摂食防止材や化学肥料等との混合を例外としたいと考えているところでございます。

参考資料２につきまして、次の16ページでございます。これも簡単に説明させていただきます。

これは蒸製処理した肥料に係る牛の BSE 感染リスクの検討結果について、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会の委員長含め委員の方々に意見照会をして、そちらからいただいた結果でございます。

背景にございますけれども、これは先ほど述べました蒸製条件について、原料に特定部位及び脊柱が含まれないことに加えて、製造工程の蒸製によりプリオンの感染価が低減し、BSE の伝達源となる可能性は極めて低いということで肥料利用しているということを記述しております。

また、蒸製骨粉の製造過程で生じる食用に用いられる煮汁については、BSE 発生以前には副産物動物質肥料、膠かすとして複合肥料の原料として使用されてきた経緯がございます。

昨年 4 月の BSE 対策の見直しにより、30 か月齢以下の牛の脊柱及び脊髄が特定危険部位の対象から外れ、市場流通が解禁されたところでございます。

このため、今後 30 か月齢以下の牛の脊柱を原料とした蒸製骨粉及び膠かすの製造を開始した場合の BSE の感染リスクについて検討し、この検討結果の妥当性についてプリオン病小委員会の委員長を含め委員に意見照会を行った結果が 2 以下の検討内容でございます。

これは幾つか仮定が置いてありますが、そもそも肥料として使用されるものであることから、牛の飼養管理の観点からすれば蒸製骨粉等を摂取されることはほとんどないということですが、仮に今回の試算、推定では、BSE プリオンの蓄積が定量限界付近である牛、こういうのを検出限界付近牛というような前提にしてありますけれども、この牛 1 頭分の部位が肥料の原料に使用されたと仮定して、万が一にも牛がこの肥料を摂取した場合の BSE 発生リスクを検討しました。

ちなみに、2013 年 4 月の食品安全委員会の評価書で牛の BSE 有病率が推定されておりますが、それによると 2013 年には 1 頭に満たないところまで下がっているとされているため、1 ロットに 1 頭より多くの感染牛が入るとことは考えられないということです。

検討結果の 3 でございますが、ここではまず (1) で蒸製骨粉の感染価についての推定がされております。先ほど申し上げましたが、食品安全委員会の評価では我が国の牛群の BSE 感染状況下では 30 か月齢以下の牛では中枢神経組織中に異常プリオンタンパク質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられております。ただ、それでももし BSE 感染牛が発生し、その牛の骨が原料となった蒸製骨粉等を食べた場合を想定して BSE の感染源及び感染経路に関する疫学的研究報告書を参考としながら、検出限界付近の牛 1 頭分の脊柱を含む原材料から製造される蒸製骨粉等の感染価を求めて計算したものがここに記述されているものでございます。

そういった検討から見ても非常に低いということが考えられるということが書いてありますが、今度 (2) のところでは、それでは実際どの程度牛が摂取するか、暴露についてを記述したものでございます。まず①ですが、牛による蒸製骨粉等の摂取の可能性について述べております。繰り返しになりますけれども、これらが飼料規制のある中、牛の飼養管理の観点から畜舎内に肥料が保管されること又は牛に給与するという事は通常考えられません。また、牛が、当委員会でも前回も議論になりましたが、牛の畜舎から離脱して保管している肥料を盗食するという事もまれというふうに考えております。ちなみに、農業共済等の保険料算定のためのデータを見ますと、牛が畜舎から逃げる確率というのが 3×10^{-5} ですから 10 万分の 3 程度となっております。脱房した牛が必

ず蒸製骨粉を盗食して、盗食した蒸製骨粉等に BSE 感染力を有している確率も極めて低いということと考えております。

また②ですが、もし仮に（１）の蒸製骨粉等を牛が誤って摂取した場合はどのぐらいの発症リスクがあるかということを検討したものです。これは通常 ELISA で 30 か月以下の検査で異常プリオンが ELISA 法による検出可能量に達する可能性はほとんどないと考えられていますが、万が一そういう牛がいた場合のものを検討した結果、②の黒丸の 2 ポツ目にございます、 1.2×10^{-4} CoID₅₀ というような数字が出ておるということをございます。

これら感染価と暴露と両方を検討した結果の評価結果が 4 にございます。そもそも何度も申していますが、餌として給与するということではなく、これは飼料として使用されないということが前提で、そういった現行の飼料規制や牛の飼養管理の観点からすれば摂食する可能性はほとんどないのですが、仮に誤って食べた場合であってもどうかということ記述してあるわけで、その感染価は極めて低いということをございます。

これらのことから、国内における現行の飼料規制の状況や BSE プリオンの低い汚染状況を踏まえれば、30 か月齢以下の牛の脊柱等を原料とした蒸製骨粉等の製造を開始したとしても、それに伴う BSE 発生リスクは無視できる程度であり、現行の飼料規制に影響を与えることはないというふうと考えております。

この評価案につきまして、プリオン病小委員会の委員長及び委員より、当該内容は妥当であるという旨の回答をいただいております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の説明の内容につきまして御意見あるいは御質問がありましたらお願いします。

○佐藤委員 どうも詳しい御説明ありがとうございました。そもそも SRM が入ってない材料を使うのだということが出発点だと思います。今回蒸製処理とアルカリ処理ということで諮問があったわけですが、摂食防止材、化学肥料等の混合が不要なものというのはいろいろ考えられたと思います。今回、蒸製処理とアルカリ処理した肥料が諮問になったというか、前の諮問から漏れてしまったという言い方もできるかもしれないのですけれども、それはどうしてなのでしょう。

○朝倉農産安全管理課長 お答え申し上げます。先ほど 1 の（４）、（５）で経緯も申しましたが、これ幾度となく諮問させて、2 度の諮問で答申が 3 回ということで、しかも御承知のように肥料は非常に複雑になっていて、2 度目の諮問もちょっと忘れがあったというようなことでして、そもそもそういうものがあつたことは大変申しわけなく思います。

今回特に 1 度目の諮問で 2 度の答申をいただいているのですが、その中の 30 か月齢以下の脊柱を使う前提条件という形で答申いただいて除外が例示されているのですが、例示という処理でという考え方もあるかなとも検討したのですが、2 度目の諮問と 3 回目いただいた答申、これが牛由来

の部位を使った肥料を使って二次的に肥料をつくるという可能性があるものを網羅的に諮問させていただいておりまして、実際にはまだ豚の肉骨粉とかは肥料があるのですけれども、実際豚の肉骨粉でそういった被覆の肥料製品がつくられていなくても今後つくられてくる可能性があるものを網羅的に挙げた上で諮問させていただき、その中で特に例外規定してもいいよというのも実際被覆した製品は無いのですけれども、それも可能性として挙げさせていただいたということです。

その2回の答申を並べてみると、例示とするには製品として無いものを挙げておいて、片や今流通しているものが挙がってないと、ちょっと具合が悪いなということで、やはりこの際 BSE 関係の諮問・答申ということでもあるということで当委員会に諮問させていただいた関係から言うと、やはり前提条件として明記させていただくことが後々考えるとよいかということ。何度手間にもなって大変申しわけないのですが、諮問させていただいたということでございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、今回諮問のありました牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しは、摂食防止材や化学肥料等との混合を要する肥料の例外として明記されていなかった蒸製又はアルカリ処理したものを加えてその対象を明確にするというものです。

ただ今の農水省の説明によりますと、平成 24 年 10 月の BSE 対策の見直しに係る食品健康影響評価において、人が食することによる健康影響は無視できるとされた部位のみを原料としているということ。これら肥料の製造工程において感染リスクは著しく低減するという。また、牧草地への施用禁止の表示、それから供給管理票による原料の流通管理、無通告での立入検査実施等の管理措置については引き続き実施され、飼料への誤用・流用は防止されるということであります。

今回諮問のありました蒸製又はアルカリ処理した肥料につきましては、平成 25 年 5 月の日本におけるさらなる検査月齢の引き上げの食品健康影響評価において、日本において BSE プリオンが増幅するリスクは極めて低いレベルになっているものと判断した状況下におきまして、特定危険部位以外の可食部位として評価されたものを原料としているものであります。

したがって、今回の見直しに伴って現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としたこれまでの評価結果が変わるものではないということから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するというふうに考えられますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、事務局は手続をお願いします。

朝倉課長、ありがとうございました。

(2) 食品安全関係情報(1月10日～1月24日収集分)について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（1月10日～1月24日収集分）について」です。
事務局から報告してください。

○植木情報・勸告広報課長 御報告いたします。

資料2-1でございます。食品安全関係情報（1月10日～1月24日収集分）でございます。総括表でございますけれども、左側の欄のハザード別でございますけれども、微生物・プリオン・自然毒関係が50件と最も多くなっております。その他、ここに記載のとおりでございます。

それから、裏面へまいりまして、これらのうち主なものの御紹介でございます。化学物質でございますけれども、EFSAの関係で最初の三つ、これはビスフェノール A でございます。それから、最後のフランスの方もビスフェノール A でございます。EFSA の意見書に意見を出すというような内容でございます。これについては後ほど詳細に内容を御紹介いたします。それから、EFSA の四つ目でございますけれども、食品添加物 β -apo-8'-カロテナールにつきまして再検討を行ったということでございます。

それから、微生物・プリオン・自然毒関係に関しましては、この書いてあるとおりでございます。

新食品でございますけれども、FDA がダイエタリー・サプリメントのインターネットによる有害事象の報告サービスを開始してございますけれども、FDA によりますと大体サプリメント、アメリカの中で約8万5,000を超える商品が出回っているのだけれども、個別の登録制度がないということで、こういう有害事象の報告が非常に重要だということが書いてございまして、これまでは書類による報告だけございましたけれども、今後はインターネットを通じた報告が可能になるというそういう内容でございます。

それから、その他でございますけれども、上から三つ目でございますが、アメリカの CDC でございますけれども、飲食店におけるナトリウム使用量の低減化を促進するためのレポートを出してございます。アメリカでは推奨されているナトリウム使用量でございますけれども、食塩に換算しますと約 5.75 g 未満というふうになってございまして、日本は食塩で男性 9 g 未満、女性が 7.5 g ですので、アメリカはやや少ないのかなと思います。ここでは、座って食べるような外食をした場合、あるいはファストフードの場合は1回の食事でかなりの食塩、ナトリウムを摂取するので、そのナトリウムの低減化が必要だということが書いてございます。

それから、その他の次のボツでございますけれども、EFSA が緊急時対応訓練について報告書を公表してございまして、これは EFSA は外部の機関に委託はしておりますけれども、それを受けまして2013年から2015年に毎年1回研修が主体ではございますが、訓練を行ってございまして、それについての結果等の報告書でございます。

それから一番最後、FSANZ モニタリングニュースレターとございますが、ここには私ども食品安全委員会が昨年11月に創刊しました英文ジャーナル、オフィシャルジャーナルオブザフードセーフティ、この発行につきまして紹介がなされてございます。

次が、資料の2-2でございます。EFSA がビスフェノール A に関する FAQ を公表ということで

ございます。実は昨年8月にも一度 EFSA が評価書の素案を公表して意見公募して FAQ を出してございまして、今回が第2弾でございまして、昨年の夏は、ビスフェノール A の暴露量につきまして意見公募を行ってございまして、今回はそれを踏まえた評価の内容になってございまして、暴露量に関しましてはいろいろな新しいデータを使うことが可能になったということもございまして、例えば特定の集団では暴露量が従前よりも約 11 分の 1、そういう形で実際には暴露量が非常に少なかったという内容になってございまして。

今回のレポートでございまして、資料 2-2 の 2 行目に 2014 年 3 月 13 日までの意見公募を開始ということになってございまして。

結果でございまして、Q2 というのがございまして、Q2 の次に A2 がございまして、A2 の一番最後から 3 行目の後半で、BPA の経口及び非経口暴露量を合わせた最大暴露量は、どの年齢群においても今回勧告している暫定 TDI の 3 分の 1 ~ 5 分の 1 の範囲であり、経口暴露量は暫定基準の 5 分の 1 未満であるということが書かれてございまして。

それで、Q3 の方でなぜ EFSA が TDI の引き下げを勧告したのかということが書いてございまして。これは 2010 年に一度評価をしてございまして、そのことが a) のところに書いてございまして。a) の一番最後のところですが、CEF パネル、これはちょっと長いのですが、食品摂取材料、酵素、香料及び加工助剤に関する科学パネルというもので、EFSA の中のパネルでございまして、そこが BPA の TDI を 50 µg/kg 体重/日というふうにしてございまして。

次は、今回の意見書の素案でございまして、b) でございまして、今回は暫定の TDI をその 10 分の 1、5 µg/kg 体重/日としてございまして。これにつきましてはこの同じ b) の第 2 パラグラフ、「2010 年以後」で始まるパラグラフがございまして、その 2 行目の後半、新しい情報を用いることが可能になり、いわゆる動態のデータ、カイネティックデータに基づきまして、マウスで有害作用を引き起こす用量をヒトの経口等価用量に換算することが可能となったということで、新しい手法を用いたということになってございまして。それに基づきまして b) の一番最後の行、Q4 の上でございまして、新たに勧告した暫定の t-TDI は 5 µg/kg 体重/日でございまして、従来の約 10 分の 1 ということになってございまして。

Q4 で EFSA が BPA について、t、暫定とつけている理由は何かというようなことになってございまして。ここもアンサーで、2 行目の最初で現在の BPA を取り巻く環境影響の不確実性、uncertainty を反映してございまして、次の行ではヒトの健康に対する潜在的な懸念である可能性がありということで、英語では may be potential concern for human health という表現です。その次の行では全体的な不確実性ということになってございまして。いろいろな可能性があるのに念には念を入れたということになってございまして、まだ可能性という段階なので tentative ということになってございまして。

最後のパラでございまして、EFSA は今回の TDI がアメリカが取り組んでいる研究成果が出るまで引き続き暫定的とするということになってございまして。

昨年8月の暴露に関しましては、実は暴露量は大分少ないのだということになってございまして、今回は実は TDI、今回暫定という言葉がつけましたけれども、それも少し 10 分の 1 となった。でも、

結果としてそれでも暴露量は暫定の TDI よりも十分低いのだというのが内容かと思っております。

次はその裏面でございますけれども、関係情報としまして今回の科学意見書、昨年の夏に公表した FAQ、そして我が国に関しましては、私ども食品安全委員会と厚生労働省のホームページを御紹介しております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

(3) 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 26 年 1 月分）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食の安全ダイヤルに寄せられた質問等について」です。

事務局から報告してください。

○野口リスクコミュニケーション官 資料 3 をごらんください。1 月の問い合わせ件数でございますが、89 件となっております。これはいつもの月に比べるとかなり多めとなっております。

内訳といたしましては、食品安全委員会関係 6 件、食品健康影響評価関係 26 件、食品一般（リスク管理等）関係 54 件、その他 3 件となっております。マラチオンですとかノロウイルスの関係がありましてかなり問い合わせ件数自体が多くなっております。

その中の主な質問と回答ということで後ろに紹介させていただいております。二つほどありますが、一つ目としましてはマラチオン関係でございます。妊娠が分かってから回収対象となっている食品を食べたけれども、健康への影響はどのようなものがあるのだろうかというような問い合わせがございました。そしてもう 1 点、これノロウイルス関係ですけれども、ノロウイルスに感染したことが分かった。食品関係の会社に勤めているのだけれども、早く仕事に復帰したいので、ノロウイルスを体外に早く排出する方法はあるのだろうかというような質問が寄せられております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして御質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

(3) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事はありますか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週 2 月 24 日月曜 14 時から開催を予定しております。

また、18 日火曜日 14 時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、20 日木曜 10 時から「器具・容器包装専門調査会」が公開で、21 日金曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第四部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 503 回食品安全委員会会合を閉会します。

どうもありがとうございました。